

消費税率改定に伴うお知らせ

2019年10月からの消費税率引き上げに伴う当協会の商品・サービスに関する適用をお知らせいたします。

新税率（10%）の適用は商品・サービスにより異なりますので下表を参照ください。

<商品・サービス>	税率 10%の適用基準は以下の通りです
ITC 試験	受験日が 2019 年 10 月 1 日以降の場合
ケース研修	研修修了日が 2019 年 10 月 1 日以降のコース
集合型研修	研修修了日が 2019 年 10 月 1 日以降のコース
e ラーニング	お申込み完了日が 2019 年 10 月 1 日以降の場合
ITC カンファレンス	お申込み日にかかわらず 税率 10%を適用 (開催が 11 月になるため)
書籍・教材	お申込み完了日が 2019 年 10 月 1 日以降の場合
資格認定	申請手続き完了日が 2019 年 10 月 1 日以降の場合
資格更新	2019 年度資格更新は終了いたしました 2020 年度資格更新は税率 10%適用となります

※ご不明の点がありましたら「お問い合わせ」(<https://www.itc.or.jp/info>) までお願い致します。